

◎不当景品類及び不当表示防止法等の 一部を改正する等の法律

(平成二六年六月一三日法律第七一号)

一、提案理由(平成二六年四月三日・衆議院消費者問題に 関する特別委員会)

○森国務大臣 ただいま議題となりました不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

食品表示等の不正事案の多発や高齢者等の消費者被害の深刻化などにより、消費者の安全、安心が揺るがされています。消費者の安全を確保し、その不安を払拭するためには、事業者の法令遵守意識を高めていくことに加え、地方を初めとする消費者行政の基盤を着実に強化していく必要があります。

このため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備を義務づけるほか、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用で

きる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化するための所要の規定を整備するため、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、不当景品類及び不当表示防止法に関しては、事業所管大臣等に対して調査権限を、都道府県知事に対して措置命令権限等を付与することができるものとします。また、事業者が表示等を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置を講じることを義務づけます。

第二に、消費者安全法に関しては、地方公共団体が、見守り等の活動を行う消費者安全確保地域協議会を組織できるようにし、消費者の利益の擁護または増進を図るための活動等を行う消費生活協力団体または消費生活協力を委嘱できるものとします。消費生活相談等の事務については、都道府県が、市町村に対して助言及び協力するほか、事務の共同処理等に関する必要な調整等を行うこととし、都道府県及び市町村が事務の一部を一定の基準に適合する者に委託できるものとします。消費生活センターについては、新たに規定する消費生活相談員資格試験に合格した者等である消費生活相談員が消費生活相談の事務に従事することとし、消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関制度を設けます。

第三に、不当景品類及び不当表示防止法につき、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとします。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二六年五月九日)

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品表示等の不正事案の多発や高齢者等の消費者被害の深刻化に鑑み、消費者の安全、安心を図るため、不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者の表示管理体制の強化に加え、地方を初めとする消費者行政の基盤強化等について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、不当景品類及び不当表示防止法に関しては、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備等の措置を講じること義務づけること、

第二に、消費者安全法に関しては、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化すること、

第三に、不当景品類及び不当表示防止法につき、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずることとする事等であり、

本案は、去る三月二十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会では、四月三日森国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月十日から質疑に入り、十五日及び十七日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関する指針を策定するに当たっては、事業者の規模及び業種に十分配慮するなど、実効性のあるものとなるよう消費者及び事業者からも意見を聴取し、これを反映させること。

二 不当景品類及び不当表示防止法における消費者庁長官の権限の委任については、緊急かつ重点的に対処すべき事案等に即応できるようにするため、施行後速やかに、消費者庁は事業所管省庁に対して必要な措置を行うこととし、また、事業所管省庁は、連絡調整体制の確立、担当職員への研修の実施など必要かつ十分な体制整備を行うこと。

三 不当景品類及び不当表示防止法の実効性を確保するため、所要の体制を整備するとともに、都道府県の法執行体制の強化のため、担当職員の配置及び研修の拡充など必要な支援を行うこと。

四 全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせて同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。

五 消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議

議会の取組等に加えて、消費者自らが被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。

六 消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラインの整備等を行うとともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるよう必要な啓発機会の提供等を行うこと。

七 消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止め等の抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを通じて積極的に支援すること。

八 消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注

意喚起等、消費者の安全を確保するための措置を講じるに当たつての基礎となるものであることから、関係機関が相談情報を適正に活用できる環境を整備するとともに、当該措置を適切かつ迅速に講じることができるようP I O — N E Tに係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに要する時間を短縮するよう不断の努力を行うこと。

九 課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

三、参議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二六年六月六日)

○行田邦子君 たいいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、消費者の安全、安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導体制を強化するとともに、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務付けるほか、国、地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の間で

消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、不当表示の措置命令における国と都道府県の連携の必要性、消費者安全確保地域協議会の運用の在り方、消費生活相談員の処遇改善策、不当表示に係る課徴金制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関する指針を策定するに当たっては、事業者の規模及び業種に十分配慮するなど、実効性のあるものとなるよう消費者及び事業者からも意見を聴取し、これを反映させること。特に中小・零細企業が過重な負担を払わず実施可能なものとなるよう配慮すること。

二、不当景品類及び不当表示防止法における消費者庁長官の権限の委任については、緊急かつ重点的に対処すべき事案等に即応できるようにするため、施行後速やかに、消費者庁は事業所管省庁に対して必要な措置を行うこととし、また、事業所管省庁は、連絡調整体制の確立、担当職員への研修の実施など必要かつ十分な体制整備を行うこと。

三、改正後の不当景品類及び不当表示防止法の執行体制について、国と都道府県間、中央省庁間で重複的に権限行使が行われて混乱が生じることを防ぐため、必要な場合に消費者庁を中心とした適切な者が権限行使するよう十分に調整すること。併せて、権限を行使する主体ごとに執行にばらつきがでることのないよう適切な対応をとること。

四、不当景品類及び不当表示防止法の実効性を確保するため、所要の体制を整備するとともに、都道府県の法執行体制の強化のため、担当職員の配置及び研修の拡充など必要な支援を行うこと。

五、全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせて同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換

等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。

六、消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議会の取組等に加えて、消費者自らが被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。

七、消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラインの整備等を行うとともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるよう必要な啓発機会の提供等を行うこと。

八、消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止め等の抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを

通じて積極的に支援すること。

九、消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注

意喚起等、消費者の安全を確保するための措置を講じるに当

たつての基礎となるものであることから、関係機関が相談情

報を適正に利活用できる環境を整備するとともに、当該措置

を適切かつ迅速に講じることができるようPIO-NETに

係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに

要する時間を短縮するよう不断の努力を行うこと。

十、新たな消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費

生活相談の全国的な水準確保のため、各地域における試験の

機会を確保し、資格保有者の地域偏在の解消を図ること。

十一、消費生活相談、あっせん等の質を確保するためには、消

費生活相談員の実務経験に基づく知識及び技術が重要である

ことに鑑み、新たな消費生活相談員資格試験制度が創設され

た後も、現行の三資格保有者が引き続き業務を担えるよう、

関係者の意見を十分に踏まえた上で円滑な移行措置を講じる

こと。

十二、課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保

のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加

算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を

委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害

回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

右決議する。